



作成日 2011/04/18

改訂日 2018/04/01

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	ASガードコート上塗 硬化剤(GHS)
製品コード	CE-F02-1208
供給者の会社名称	宇部興産建材株式会社
住所	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館
電話番号	03-5419-6206
FAX番号	03-5419-6265

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	引火性液体 区分2
健康有害性	急性毒性(吸入:蒸気) 区分4 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分2 発がん性 区分2 生殖毒性 区分1B 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(肝臓 呼吸器 腎臓 中枢神経系) 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2(呼吸器 中枢神経系) 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻酔作用 気道刺激性) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(呼吸器 神経系) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(聴覚器)
環境有害性	吸引性呼吸器有害性 区分1 水生環境有害性(急性) 区分2 水生環境有害性(長期間) 区分3 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

危険
H225 引火性の高い液体及び蒸気
H315 皮膚刺激
H319 強い眼刺激
H332 吸入すると有害
H335 呼吸器への刺激のおそれ
H336 眠気又はめまいのおそれ
H351 発がんのおそれの疑い
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
H370 肝臓、呼吸器、腎臓、中枢神経系の障害
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器、神経系の障害
H401 水生生物に毒性
H412 長期継続的影響によって水生生物に有害

注意書き

予防策	眼、皮膚、衣類に付けないこと。(P262) 保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)
対応	換気の良い場所で使用すること 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。(P332+P313) 眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。(P337+P313) 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。(P314)
保管	容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。(P403+P233)
廃棄	内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
キシレン(異性体混合物)	20～30%	C8H10	(3)-3	公表	1330-20-7
エチルベンゼン	20～30%	C8H10	(3)-28,(3)-60	公表	100-41-4
酢酸n-ブチル	10～20%	CH3COOC H2CH2C H2CH3	(2)-731	2-(6)-226	123-86-4
その他	30～40%	不明			

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

エチルベンゼン(法令指定番号:70)
キシレン(法令指定番号:136)
酢酸ブチル(法令指定番号:181)

化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)

第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)

エチルベンゼン(法令指定番号:53)
キシレン(法令指定番号:80)

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。

気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

直ちに汚染された衣類をすべて脱ぎ、皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。

多量の水と石鹼で洗うこと。

汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。

水と石鹼で洗うこと。

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。

皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。

皮膚を速やかに洗浄すること。

医師の診断、手当てを受けること。

医師に連絡すること。

気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

眼に入った場合	<p>水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。 医師に連絡すること。</p>
飲み込んだ場合	<p>気分が悪い時は、医師に連絡すること。 口をすすぐこと。 医師の診断、手当てを受けること。 医師に連絡すること。 気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。 無理に吐かせないこと。</p>
5. 火災時の措置	<p>泡、耐アルコール泡、粉末、炭酸ガス、乾燥砂。 水。 消火水や希釈水が汚染を引き起こすおそれがある。 消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。</p>
消火剤 使ってはならない消火剤 特有の危険有害性	
消火を行う者の保護	
6. 漏出時の措置	適切な保護具を着用する。
人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置 環境に対する注意事項	<p>漏れ出した物質の下水、排水溝、低地への流出を防止する。 不活性の物質(乾燥砂、土など)に吸収させて、容器に回収する。 すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。</p>
封じ込め及び浄化の方法 及び機材 二次災害の防止策	
7. 取扱い及び保管上の注意	
取扱い	技術的対策
	<p>粉塵/ヒューム/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入してはならない。 熱/火花/裸火/高温などの着火源から遠ざける。 禁煙。 容器および受器を接地/結合する。 防爆型の電気機器/換気装置/照明機器/工具を使用する。 静電気対策を講ずる。</p>
	安全取扱注意事項
	<p>眼、皮膚との接触を避けること。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱後は手、汚染箇所をよく洗う。 指定された個人用保護具を使用すること 換気の良い場所で取り扱うこと。 国又は都道府県の規則に従って保管すること。 容器を密閉して保管すること。 最初の容器内でのみ保管すること。</p>
保管	安全な保管条件
	安全な容器包装材

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
キシレン	50ppm	50ppm(217mg/m ³)(全異性体およびその混合物)	TWA 100ppm, STEL 150ppm
エチルベンゼン	20ppm	50ppm(217mg/m ³)	TWA 20ppm
酢酸n-ブチル	150ppm	100ppm(475mg/m ³)	TWA 50ppm, STEL 150ppm

保護具

呼吸器の保護具
手の保護具
眼の保護具
皮膚及び身体の保護具

呼吸器保護具を着用すること。
保護手袋を着用すること。
保護眼鏡/顔面保護具を着用する。
適切な保護衣を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

外観

物理的状态
形状
色

液体
液体
淡黄色
特異臭
データなし
データなし
データなし
138°C

臭い

臭いのしきい(閾)値

pH

融点・凝固点

沸点、初留点及び沸騰範囲

引火点

蒸発速度

燃焼性(固体、気体)

燃焼又は爆発範囲

下限
上限

22°C (セタ密閉式)
データなし
データなし
データなし
データなし
データなし
データなし
データなし
データなし
データなし
データなし
データなし
データなし
データなし
データなし
データなし
データなし
データなし

蒸気圧

蒸気密度

比重(密度)

溶解度

n-オクタノール/水分配

係数

自然発火温度

分解温度

粘度(粘性率)

動粘性率

10. 安定性及び反応性

反応性

化学的安定性

水と反応する。
通常の保管条件/取り扱い条件において安定である。

危険有害反応可能性

蒸気は引火して爆発するおそれがある。
多量の樹脂と反応した場合、かなりの発熱を伴って急激に反応する。
急激な硬化反応時には、有毒な気体の発生を伴って分解を生じることがある。

避けるべき条件

混触危険物質

危険有害な分解生成物

データなし
酸、塩基、酸化性物質、還元性物質。
データなし

11. 有害性情報

キシレンとして

急性毒性(経口)
急性毒性(経皮)
急性毒性(吸入:蒸気)
皮膚腐食性及び皮膚刺激性
生殖細胞変異原性
発がん性

ラットLD50=3,500 mg/kg
EU分類 CLP: Acute Tox. 4, DSD: Xn; R21
EU分類 CLP: Acute Tox. 4, DSD: Xn; R20
EU分類 CLP: Skin irrit. 2, DSD: Xi; R38
in vivo 変異原性試験(小核試験・染色体異常試験): 陰性
IARC: グループ 3(ヒトに対する発がん性について分類できない)
ACGIH: A4(ヒトに対して発がん性物質として分類できない物質)

エチルベンゼンとして

急性毒性(経口)
急性毒性(経皮)
急性毒性(吸入:蒸気)
皮膚腐食性及び皮膚刺激性
眼に対する重篤な損傷性
又は眼刺激性
生殖細胞変異原性
発がん性

ラットLD50=3,500 mg/kg
ウサギLD50=15,400 mg/kg
ラットLC50=17.2 mg/L/4h
ウサギ: 軽度の刺激性あり
ウサギ: 軽微から軽度な眼刺激性あり
体細胞in vivo 変異原性試験(小核試験): 陰性(OECD 474)
IARC: グループ 2B(ヒトに対して発がん性を示す可能性がある)
ACGIH: A3(動物に対して発がん性が確認された物質であるが、ヒトへの関連性は不明)
Category 2, classified according to Regulation (EU) 1272/2008, Annex VI (Table 3.1/3.2)
Category 1, classified according to Regulation (EU) 1272/2008, Annex VI (Table 3.1/3.2)

特定標的臓器毒性(反復ばく露)
吸引性呼吸器有害性

酢酸n-ブチルとして

急性毒性(経口)
急性毒性(経皮)
急性毒性(吸入:蒸気)
皮膚腐食性及び皮膚刺激性
眼に対する重篤な損傷性
又は眼刺激性
呼吸器感作性
皮膚感作性
特定標的臓器毒性(単回ばく露)

ラットLD50=14.13g/kg
ウサギLD50=17,600mg/kg
ラットLC50=2000ppm(ACGIH)
軽度の皮膚刺激性
ウサギ: 刺激性あり。7日以内に回復。
モルモット: 皮膚感作性なし
モルモット: 皮膚感作性なし
ラット、マウスの吸入ばく露で呼吸器、中枢神経系への影響が認められている。

12. 環境影響情報

エチルベンゼンとして

水生環境有害性(長期間)

甲殻類(Ceriodaphnia dubia) 7d-NOEC: 0.96 mg/L
易分解性。生物蓄積性が低いと推定される(log Kow=3.15)。

酢酸n-ブチルとして

水生環境有害性(急性)
水生環境有害性(長期間)

魚類(ファットヘッドミノー) 96h-LC50=18mg/L
甲殻類(オオミジンコ) 48h-EC50=3.2mg/L
急速分解性がある(BODによる分解度: 98%)
生物蓄積性が低いと推定される(log Kow=1.78)

13. 廃棄上の注意
 残余廃棄物

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
 廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
 容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

汚染容器及び包装

14. 輸送上の注意
 国際規制

海上規制情報
 UN No. 1866
 Proper Shipping Class RESIN SOLUTION
 3
 Packing Group II
 Marine Pollutant Not applicable
 Transport in bulk according to MARPOL Not applicable
 73/78,Annex II ,and the IBC code

IMOの規定に従う。
 1866
 RESIN SOLUTION
 3
 II
 Not applicable
 Not applicable

国内規制

航空規制情報
 UN No. 1866
 Proper Shipping Class RESIN SOLUTION
 3
 Packing Group II
 陸上規制 該当しない
 海上規制情報 船舶安全法の規定に従う。
 国連番号 1866
 品名 樹脂液
 国連分類 3
 容器等級 II
 海洋汚染物質 非該当
 MARPOL 73/78 附属書II 及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質 非該当

ICAO/IATAの規定に従う。
 1866
 RESIN SOLUTION
 3
 II
 該当しない
 船舶安全法の規定に従う。

航空規制情報
 国連番号 1866
 品名 樹脂液
 国連分類 3
 等級 II

航空法の規定に従う。
 1866
 樹脂液
 3
 II
 127

緊急時応急措置指針番号

15. 適用法令

化審法
 労働安全衛生法

優先評価化学物質(法第2条第5項)
 特定化学物質第2類物質、特別有機溶剤等(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2号、第3の2号、第3の3号)
 第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)
 作業環境評価基準(法第65条の2第1項)

水質汚濁防止法	名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)
消防法	危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)
悪臭防止法	健康障害防止指針公表物質(法第28条第3項・厚労省指針公示)
大気汚染防止法	名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)
海洋汚染防止法	特定化学物質特別管理物質(特定化学物質障害予防規則第38条3)
外国為替及び外国貿易法	指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)
船舶安全法	第4類引火性液体、第二石油類非水溶性液体
航空法	特定悪臭物質(施行令第1条)
港則法	有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申)
特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)	揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	危険物(施行令別表第1の4)
労働基準法	有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)
	輸出貿易管理令別表第1の16の項
	引火性液体類(危規則第3条危険物告示別表第1)
	引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)
	その他の危険物・引火性液体類(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
	廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号イに規定するもの(平10三省告示1号)
	第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)
	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)

16. その他の情報
記載内容の取扱い

記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、記載データや評価に関しては、いかなる保証もなすものではありません。また、注意事項は通常の実施を前提としたものでありますので、特別な取扱いをする場合には新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取扱い願います。